

教育指導担当

学校法律相談の令和5年度上半期実施状況について

報告内容

令和5年4月1日から令和5年9月30日までの学校法律相談の実施状況について、報告します。

相談回数

- 24回（14件）（参考：令和4年度上半期相談回数 44回（18件））
※原因・相談内容別の集計表は下表のとおり
- 保護者等との面談への弁護士の同席制度の利用はなし。

令和5年度上半期（4月から9月まで）

	校種	相談内容												(原因小計)			合計(原因)
		法的事項への助言			学校(園)運営的事項への助言			求めらるゝ見受けられる助言要			その他						
		幼	小	中	幼	小	中	幼	小	中	幼	小	中	幼	小	中	
原因	1 子どもによる事故・トラブル	0	0	0	0	9	5	0	0	0	0	0	0	0	9	5	14
	2 教師の指導内容	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	3 学校・園の対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4 教職員人事等の内部問題	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5 保護者のトラブル	0	0	0	1	2	2	0	0	0	0	0	0	1	2	2	5
		0	0	0	1	2	2	0	0	0	0	0	0	1	2	2	5
	6 その他	0	0	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	3	1	0	4
	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	3	
相談内容(校種別)	0	0	0	4	13	7	0	0	0	0	0	0	幼計	小計	中計	総計	
	0	0	0	3	8	3	0	0	0	0	0	0					
相談回数合計	0			24			0			0			4	13	7	24	
相談事案件数合計	0			14			0			0			3	8	3	14	

※上段数字(白色枠)は相談回数 下段数字(灰色枠)は相談事案件数

【凡例】

- ・法的事項への助言 . . . 保護者が代理人弁護士を立てた、慰謝料の相場を確認する必要が生じた等、法的な見解が必要となった場合への助言
- ・学校(園)運営的事項への助言 . . . 保護者や生徒(児童)等へ学校としての適切な対応を行うための助言
- ・不当と見受けられる要求への助言 . . . 事実無根の内容や、度重なる面会強要、謝罪強要などの学校(園)への要求等に対する助言